

日本パラ・パワーリフティング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

上部＋マークをクリックすると審査基準や補足などが閲覧できます。それを参照しながら自己説明を記入願います。

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 「2025年度連盟中長期計画」を策定している (2) 上記を当協会ホームページで公表している。 (3) 計画策定に当たり、広く役員や構成員から意見を聞き、理事会や総会で、公表している。 これらの計画に基づき、競技力向上事業を実施し、連盟中期計画に則って連盟の事業を行っている。 競技力向上事業計画などは、連盟ホームページで公表している。 URL：https://jppf.jp	1, 2025年度中長期計画
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 組織図をホームページで公表し、組織の在り方をわかりやすくしている。人材の採用については、2025年中長期計画（証憑1）に盛り込み、公表している。 (2) 強化委員会では、「コーチシステム図」や「FTEM図」をホームページで公表し、連盟の選手やコーチの育成システムがわかりやすくなっている。 URL：https://jppf.jp	2, 連盟組織図 3, コーチシステム図 4, FTEM図
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 財務は、外部職員として税理士と契約し、フリー弥生会計システムを利用し、健全性を保っている。 (2) 財務に関する情報は、理事会、総会の承認を経て、連盟事務局に常時掲示している。また、財務に関する公開要請があれば、いつでも公開できるよう、連盟事務局に資料を保管している。 (3) 財務に関する中長期計画は、策定して公表している。財務確保としては、賛助会員を募集、協賛企業への連盟紹介、練習会への招待、スポンサーへの体験会開催などを実施している。	5, 決算承認理事会、総会議事録 6, 2024年度決算の公表 URL：https://jppf.jp
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 役員には多様な人材を入れている。 (2) 連盟理事は5名。そのうち外部理事は3名（60%）、女性理事は2名（40%）。今後も外部理事は、25%以上を保つこと、女性理事は40%以上を保てるよう選考していく。 (3) 役員選考規定は整備済み (4) 外部理事を含む理事の任用に当たっては、理事に期待される知識、経験、能力の観点、および、各理事の選任観点を2025年度に審査し2026年には公表する	7, 役員名簿 8, 役員選考規程
5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当連盟はNPOなので評議員は置いていない。	
6	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会を設置している。委員長他のメンバーは理事会の承認を受けて決定している。 (2) アスリート員会は委員長を含め男子3名、女子2名の合計5名の委員で構成している。 (3) アスリート委員会は、整備済みなアスリート委員会規程に則って活動を行っている。第3条ではアスリートを代表する意見を理事会に答申又は報告することを定めている。 (4) アスリート委員会規程第8条で委員会は年一回以上開催することなど委員会の開催に関する規定を定めている。 (5) アスリート委員は、2025.3月に解散、新たに理事会で承認された。	9, アスリート委員会名簿 10, アスリート委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 定款に基づき、5名で理事会を構成している。 (2) 連盟重要事項は、全て理事の承認のもと、活動が決定し、総会に諮るような重要事項は理事会で決定し、総会の総意のもと、連盟を運用している。	11, 定款
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 定款に基づき、役員（その他の各委員会委員）の任期は2年年、再任は妨げなとしている。 (2) 役員の定年（70歳）制を導入している。 (3) 70歳定年は、役員選考委員会規定の中で明記した。 (4) 役員の任期制限については、役員選考委員会規程第5条第2項②で定めている。	
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	(1) 理事の在任年数を最長10年までとする旨、整備済み。（役員選考委員会規定第5条第2項③） で定められている。 現在、在任期間10年を超える理事は現在いない。	
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<u>（1）役員選考委員会規定は整備済み。こちらに基づき、運用している。</u>	

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
11	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が 適用対象となる法令を遵守するに必 要な規程を整備すること	(1) 役員行動規範を制定している。 (2) 就業記録を平成27年以降、施行している。	12, 役員行動規範 13, 就業規則
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ①法人の運営に関して必要となる一般 的な規程を整備しているか	(1) 会員等の入退会に関する規程、会費等に関する規程、社員総会等の運営に関する規程、理 事会の運営に関する規定、監事に関する規程、移譲は定款に示されている。 (2) 委員会規定、経理規定、謝金規定1, 2、コンプライアンス規程、祝無文章規程、職務権限 規程、賃金規程、以上はホームページに掲載済	http://jppf.jp/index/page/id/151/mid/201
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備してい るか	(1) その他、文書取り扱い規程、情報公開に関する法品、個人情報保護に関する規程、情報公 開に関する規程、公益通報者の保護に関する規程（コンプライアンス規程第5条）、稟議規定、 リスク管理規程、危機管理マニュアル、反社会的勢力対応規程、不祥事対応規程、苦情処理規程 等ホームページに掲載済み	https://jppf.jp/index/page/id/151/mid/201
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	定款第18条で役員の報酬について規程しているものの、至急にあっては社員総会決議が必要であ る。過去、連盟の経済事情から、役員に報酬を支払ったことはないし今後も役員に報酬を支払う 予定はない。また、退職に際しても多色均等に瓦当するような金銭の供与はしない。ただし、事 務局員の給与は賃金規定に基づいて支払われている。	14, 理事の給料無支給（2022年 度第二回理事会議事録）
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備してい るか	(1) 財産管理に関する規程（資産管理規程）は2026年中に作成する。 (2) 寄付の受け入れに関する規程（寄付金取扱規程）は2026年中に作成する。 (3) 基金の取り扱いに関する規程（基金取扱規程）は2026年中に作成する。	

すると審査基準や補足な
どが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 選手、役員、審判、コーチ等は然るべき登録費を支払って資格を有するものとする。 (2) スポンサーシップについては、原則3を参照。 (3) 試合の放映、現段階では放映の予定はないので、特に定めていない。 (4) 商品化等の不随的事実を実施するためのNFの権利に関する規程、現段階では連盟関連で商品化の予定はないので、規定もない。 (5) 表彰の規程	15, 競技者資格規程 16, 審判員規定 17, コーチ規程 18, 表彰規程
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 日本代表選手を公平かつ合理的に選考している。 (2) 日本代表選手を選考するにあたっては、毎年、選手の実績をランキングに表し、強化委員会が日本代表選手を推薦、理事の承認を経て決定している。 (3) 強化委員は委員会規程第5条に示す通り、委員長は理事及び正会員の中から選出され、委員は理事及び正会員、競技経験者並びに学識経験者から選出され理事会の決議により選任される。 (4) 選手が選考に不服があるときは不服申し立ての権利を明記している。 (5) 日本代表役員の選考は、日本代表選手役員選考規定で述べている。 (6) 競技者資格規程を整備し、肖像権などの選手の権利についても言及している。 (7) 毎年度の強化指定選手選考について、強化指定選手選考規定を整備している。	19, 日本代表選手役員選考規程 20, 強化指定選手選考規程
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 審判規定を整備し、審判資格取得、競技会への派遣に関わる基本事項を明記し、選考している。	
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) 顧問弁護士と契約をし、問題が発生する前に相談に乗ってもらっている。 (2) 税理士と業務委託契約をし、会計の適正化をはかっている。 (3) JPCの主宰するコンプライアンス、インテグリティ研修会に積極的に参加することを奨励している。合わせてJPCや日本財団パラスポーツサポートセンターの法務支援窓口を利用し、適宜相談をしている。	21, 顧問契約書 22, 業務委託契約書
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会を設置している。 (2) コンプライアンス規程を整備している。 (3) コンプライアンス委員会では法令等を選手、役員に遵守させるため、定期的な研修会に参加している。また、コンプライアンスが順守されるよう、内部通報制度を設け、行動規範が守られていることを監督している。 (4) コンプライアンス委員会名簿の通り、委員には委員長始め、税理士、大学教授など、女性委員も配置している。 (5) コンプライアンス委員会は少なくとも年一回は委員会を開催し、行動規範が守られていることを確認する。	23, コンプライアンス委員会名簿 24, 連盟役員行動規範

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) コンプライアンス委員会委員長は、連盟理事が就任。委員には、大学教授、准教授、税理士、弁護士など外部の有識者もが就任している。	
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 合宿等で、参加した役員に対してガバナンス、コンプラインス研修を実施する。 (2) JPC主催のインテグリティ研修に役員を派遣する。 (3) 日本財団バラスポーツサポートセンターのガバナンス研修会に参加させる。	

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 合宿等で、参加した選手やコーチに対してガバナンス、コンプラインス研修を実施する。 (2) JPC主催のインテグリティ研修に選手、コーチを派遣する。 (3) 日本財団バラスポーツサポートセンターのガバナンス研修会に参加させる。	
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 競技会前には、審判員に対してガバナンス、コンプラインス研修を実施している。 (2) JPC主催のインテグリティ研修に選手、コーチを派遣する。 (3) 日本財団バラスポーツサポートセンターのガバナンス研修会に参加させる。	
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 法律は顧問弁護士と契約し、問題が発生するごとに相談している。 (2) 会計は税理士と契約し、日常的に会計処理をしている。また、決算時には監事が監査をしている。 (3) NPO法人に関することは、行政書士と契約し、都度処理をしている。	25, 労務顧問契約

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 経理規定を設けている。 (2) 監事として私企業（会計事務所等含）で勤務してきた者を外部より招聘している。適宜、理事会執行状況、会計監査を行っている。	
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 各種国庫補助金に対して、担当者を決めて、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守し、計画、実行、報告、会計処理を行っている。 (2) 会計処理は各種手引きに従って処理している。	
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 事務所でいつでも閲覧できる書類；事業計画書、収支予算書、財産目録、役員等名簿、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況、事業報告、監査報告、定款、連盟の認証・登記に関する写し (2) 事務所の壁に常時張っているもの；最新の貸借対照表、損益計算書。 (3) 決算書は、東京都のNPO法人なので東京都のウェブサイト公開されている。 https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0010841.html (4) 連盟でも決算書については、ホームページに掲載している。 https://jppf.jp/index/page/id/151/mid/227	
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 日本代表選手役員選考は、規程に則って選考を実施している。 (2) 日本代表選手役員選考規程はホームページで開示し、大会ごとの選考については、強化委員会から発表され、選手選考基準に関する説明はホームページで開示するとともに、合宿等で周知している。 (3) 選考から漏れた選手や役員からの要望に応じて、クレーム期間を設けている。 (4) 強化指定選手の選考については、強化指定選手選考規程に則って選考している。	

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンスコードの順守に関する情報の開示は、自己説明をホームページで開示している。 https://jppf.jp/index/page /id/151/mid/201 (2) 各種規程はホームページで開示している。 https://jppf.jp/inxex/page/id/151/mid/45	
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 利益相反防止に関する規程を整備し、役職員や選手、コーチに対し利益相反に関する説明をしている。 (2) 利益相反に該当する恐れがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規程を第7条に定め、コンプライアンス委員会の意見を受けたうえで決定している。	26, 利益相反防止規程

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシー、利益相反防止規定に則り行動する。	
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) コンプライアンス規程第5条により、コンプライアンス相談窓口を事務局に設置し、違反行為が疑われという情報に接した選手役員は、コンプライアンス相談窓口はその情報を直接提供できる内部通報制度を設けている。 (2) 通報を受け取った窓口は迅速かつ手続的にコンプライアンス委員会に報告する。 (3) 通報を受けた窓口担当者、コンプライアンス委員は守秘義務を負う。 (4) 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図り、情報提供を行ったことを理由に不利な取り扱いを行わない。 (5) JPSAの通報制度を利用する。 (6) ドーピング、暴力団、パワハラ問題などの相談は、JSCの相談窓口を利用する。 (7) 違反があった場合には、規程に従って、対応する。 以上は、必要に応じて、選手、役員にコンプライアンス研修として周知する。	https://jppf.jp/contact
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 現在通報制度が利用されたことはないが、事務局窓口に通報があった場合は、コンプライアンス規程に則って、コンプライアンス委員会を招集する。 通報内容が専門的である場合は、内容によって、別途、有識者を招聘して審議を行う。	27、JSC通報窓口

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 懲罰委員会規程、不服審査規程、処分規程を整備し、遵守行為に違反した場合、懲罰委員会規程第4条にて事実調査をすることが定められ、第5条により理事会で処分の対象者、処分の内容を決定し通知方法を明記している。 (2) 処分通知を受けたものには、聴聞の機会を設けることを処分規定第7条に記載している。 (3) また、第7条で不服申し立てについても定めている。	28, 懲罰委員会規程 29, 不服審査規程 30, 処分規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 不祥事が発生した場合は、懲罰委員会が理事長によって、召集され、審査が行われる。 (2) 懲罰委員会には、事例により弁護士等の連盟外部の学識経験者が入っており、その中立性及び専門性は担保されている。 (3) 直、これまでに不祥事事案は発生しておらず、懲罰委員会が招集された実績はない。	

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) スポーツ中世仲裁の自動応諾状況を定めている。ただし、当連盟が初めて自動応諾した時には、日本ディスエイブルパワーリフティング連盟という任意団体であったため、この名称で登録されている。2015年に法人化した時に日本パラ・パワーリフティング連盟と名称変更した旨、2020年度に申請している。 (2) 懲罰委員会規程第7条に自動応諾条項を定めている。 (3) 競技者資格規程第11条でも、自動応諾条項を定めている。 (4) 日本代表役員選手選考規程第5条でも自動応諾を定めている。 (5) 処分規程では、第9条に不服申し立てについて、期限制限を設けていない。 ここでスポーツ仲裁を利用できるように定めている。	
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 処分規程第8条で処分が決定した場合； ①処分対象者の表示 ②処分内容 ③処分の理由 ④不服の申し立て 以上を理事会は、書面で通知する。 (2) 処分規程第9条では、不服申し立てができること、スポーツ仲裁の利用が可能な内容である場合、スポーツ仲裁を利用する事を明記している。 (3) 処分規程に不服がある場合は、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる。また、申立期間には制限は設けていないことを明記している。	

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 有事を未然に防ぐ危機管理マニュアルを策定している。 (2) 不祥事に対するマニュアルは、別途不祥事対策マニュアルを策定し、対応の流れ（外部専門家や第三者委員会を利用した調査体制の構築を含む）を明記している。 行管理体制の構築に当たっては、不祥事対応を機動的に行えるよう、コンプライアンス規程第4条2において、コンプライアンス委員長に危機管理担当も兼務させるなどの工夫を行い、組織横断的な活動を可能とする体制を構築している。	31, 危機管理マニュアル 32, 不祥事対策マニュアル
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	連盟発足以来不祥事が発生していない。	

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を	連盟発足以来不祥事が発生していない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(2) 愛知県、北海道などでも地方組織を作りたいという機運が生まれてきている。 (3) 規程は整備し、組織内に普及振興分科会を設立し、地方組織設立申請があれば対応するよう準備ができています。	33, 地方協会設立規程 34, 地方協会設立
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 岡山県で地方組織が発足し、岡山県内で、コンプライアンス研修を実施した。 (2) 正式な発足はまだだが、愛知県、北海道で、研修会の実施が予定されている。	

すると審査基準や補足などが閲覧できます。それ